

ノルマン征服と「グローバリゼーション」 —教会改革運動と地域統合一

山代宏道

【キーワード】ノルマン征服、教会改革運動、グローバリゼーション、ローカリズム、権力統合

はじめに

最近のグローバリゼーションの卑近な例としては、日本の金融におけるビッグバン、自由化、ペイオフ制度の導入、銀行の格付け制度、そのスタンダード（基準）のひとつとしての自己資本率、それを高めるための中小企業への貸し渋りと債権の取り立て、企業倒産、失業、といった一般国民への影響が見られる。また、教育界でも、国際的競争力や効率性を目指すと主張され、経済的竞争に似た競争原理というスタンダード（基準）に基づく大学改革、外部評価や大学の格付けや予算配分と言った動向も、これらアメリカの大学では長い歴史をもつ基準であるが、それらが日本の大学に導入されて重大な影響を及ぼしてきている。もちろん、グローバリゼーションという場合、本来の意味での地球的規模でしか問題解決が可能でない環境や資源問題に関しても、どのような基準（グローバルスタンダード）を設定し、それらを遵守するかが問われている。

筆者自身現代に生きる歴史家としてグローバリゼーションの影響・功罪を身を持って体験しつつあり、こうした視角から11・12世紀の教会改革運動を捉えなおしてみたときに、どのような新たな知見をえられるのかを本稿で試みてみたい。

1 教会改革運動

「グローバリゼーション」という語を用いる理由は、中世のキリスト教世界を、いま「グローバルな世界」と指定したときに、こうした世界の一地域であるイングランドにおいて、人々が「グローバリゼーション」の波にどのように対応していくのかを探りたいと考えたからである。教会改革運動という「グローバリゼーション」の波がイングランドへと及んでいった場合、「グローバルスタンダード」（改革目標・基準）をめぐって、まずは国王・大司教・司教レベルでの対応が問題となる。また、「グローバリゼーション」としての教会改革運動が、イングランドという地域における統合問題にどのような影響を与えたのかを問うことができる。ノルマン征服後における国王や大司教たちの改革目標への対応や新修道会運動への対応自体が、イングランドの事情（ローカリズム）に基づく対応と影響を表しているとも言えよう。

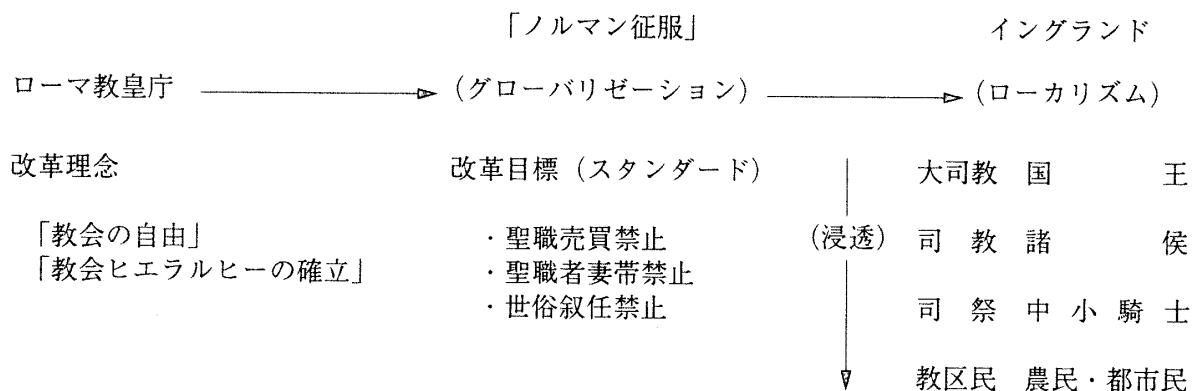


図1 「グローバリゼーション」のフローチャート

本稿での「ノルマン征服」の大まかな位置づけは、それを、すでに大陸またイングランドにおいて起こりつつあった宗教的変化（改革運動）を促進したものとして捉えている。ノルマン征服が改革運動を開始したと考えているわけではない。それは、直後に起る教皇中心の「グローバリゼーション」の大波の中にイングランドを投げ入れたと言えるのではないか。

では、大陸またイングランドでも共通に見られた、11・12世紀の宗教的変化・教会改革運動とは何か。また、なぜそれは起こったのか。こうした変化・運動とは、大まかに言えば、一般民衆の宗教的欲求を充たす司牧重視の運動、また、別の観点からすれば、それは「使徒的生活の実践」であり、司牧活動を保証するものとしての教区組織の整備・確立であった。

「グローバリゼーション」は、図式的に言えば、すでに起こりつつあった地域の政治的・社会的統合の動きを促進した面も、また阻害した面も考えられる。たとえば、教皇中心とする教会改革運動が普遍的な教会ヒエラルキーの確立をめざし、また、普遍的な価値体系をめざしていた限りにおいて、地域的（ローカル）なレベルでの統合を阻害する働きをもつたであろう。そうであるとすれば、権力の統合を目指す王権としては、こうした統合阻害の可能性をもつ「グローバリゼーション」の波を、いかにして瀬戸際でくい止めるかということが重大な課題になってくる。

こうした問題の捉え方は、「グローバリズム」に対する「ローカリズム」、あるいは、画一化に対する差異化という対立的図式にもとづいている。それを反証するためには、「グローバリズム」（普遍化・画一化）が、「ローカリズム」に抵触しないということ、むしろ、特定地域の特定の局面では、キリスト教的世界の画一化・標準化が、地域における権力の統合を促進していく面があったことを証明することが必要である。たとえば、12世紀における国王統治機構の効率化・整備という点で、世俗の統治機構が教会の統治機構をモデルとして発展していったという面が考えられるかもしれない。教皇への上訴制度や教皇使節の派遣制度、また、各レベルの教会会議や聖職者書記の役割などが模倣された可能性がある。もしそうであれば、「グローバリズム」の導入が、地域の権力統合を促進する可能性もあったということになる。

岡崎敦氏は、12世紀以前の西欧社会において、文字は教会と密接不可分の関係にあり、単に「書かれたもの」とだけあればそれは聖書を意味したこと、そして、「権威」への注釈こそが学問であり、「真理と注釈の体系」は文字どおりの意味でエリート主義的であったこと、それが、12世紀以降になると、文字の標準化・脱神聖化が進み、社会の様々な層で文字の取り扱い能力としての実務的リテラシー能力が行使されるようになる、と指摘されている。¹⁾

このように12世紀以降、社会の様々な層で行使された実務的リテラシー能力の拡大現象があつたとするなら、宗教面において、宗教的变化や教会改革運動が、すでに大陸とイングランドの両地域において同時並行的に進行していたのと同様に、政治・統治面においても国王による統治機構の整備が進み、役人の養成と実務的リテラシーへの必要性・欲求を生み出していたと言えるのではないか。²⁾ その意味では、ヨーロッパ全域における「グローバル」な現象が、各地域の欲求や傾向を促進した面も認められるのである。

「グローバリゼーション」という問題関心からすれば、当然、以上のような11・12世紀キリスト教世界の底流として生じていた大きな宗教的变化といったことが問題となるが、本稿では、イングランドにおける王権と権力統合という問題を中心に考察していきたい。その場合、国王レベルでの「グローバリゼーション」への対応の検討が中心となり、さらに、「グローバルスタンダード」としての世俗叙任の禁止、すなわち、叙任権闘争の影響を主として論ずることになる。

2 「グローバリゼーション」の浸透

「グローバルスタンダード」（改革目標、基準）の遵守は、イングランドにおいてローマ教皇使節会議、大司教区会議、司教区会議、大助祭区会議といった教会会議を通じて教会組織・教区組織の下部、すなわち地方教区へと及び、ついには、一般教区民のレベルにまで影響を及ぼしていくことになる。言い換えれば、「グローバリゼーション」の浸透とは、イングランド教会の上層部ですでにローカライズされたものが、今度は、下部まで実施されていく過程として捉えられる。「グローバリゼーション」の波が直接に下部へと伝わったと考えることは困難である。あくまで、教会改革目標、すなわち、「グローバルスタンダード」が浸透していくための装置としては、各種の教会会議が大きな役割を果たしたとみなすべきであろう。

ここではまず、ノルマン征服後に教会改革運動という「グローバリゼーション」の波がイングランドへと及んだときに見られた国王とカンタベリー大司教の対応を中心として概観しておきたい。

1) ウィリアム1世とカンタベリー大司教ランフランクの対応

ノルマン征服の一因として、カンタベリー大司教スティガンドの教会法違反、すなわち聖職の兼職と聖職売買が非難されていたことがある。ウィリアムはスティガンドに象徴されるようなイングランド教会の堕落を改革することを遠征の目的に掲げ、そのことによってローマ教皇の承認

を獲得することができた。こうして遠征は聖戦として位置づけられたのである。そうであれば、教会改革目標の実施を図るという意味で、ウイリアムやランフランクは、一部、「グローバリゼーション」に同調していた。たしかに、かれらは協力して聖職売買のような聖職者の倫理・道徳的側面については、改革を積極的に実行しようとした。

「グローバリゼーション」の波は、イングランドにおいて垂直的に影響を及ぼしていった。聖職売買の禁止や聖職者妻帯の禁止は、司祭の息子たちの問題として現れたり、また、世俗叙任の禁止は私有教会から小教区教会への移行を促進する一因となったであろう。小教区教会への移行は、教会が司教の監督下に置かれたこと、さらに、そのことは、教皇の至上権の下にあるヒエラルピーの一部となったことを意味した。³⁾

ウイリアム1世は、イングランドにおける教会関係の国王権限として、カンタベリー大司教によるローマ教皇からの手紙受け取りの許可、司教たちの出国許可、ローマ教皇を承認する権限、教会（改革）会議開催に関する権限を言明していた。国王は、いわば情報と人の移動をコントロールする権限を主張していたことになる。ウイリアム1世とランフランクのように、国王と大司教が協同歩調を取っている限り、「グローバリゼーション」の波すべてが彼らの意思に反するかたちで、イングランド国内に浸透することはなかった。

ローマ教皇グレゴリー7世が攻撃を開始するまで、国王の権威や叙任権が疑問視されることはなかった。⁴⁾ ランフランクは教会事項に関する国王権限を認めていたし、世俗諸侯が出席する国王宮廷は聖職者を裁く教会法廷にもなり得た。ランフランクは、国王への反乱を企てたダラム司教ウイリアムに対して、かれを王の臣下として裁く国王法廷の権限を主張している。さらに、教会会議での決定事項を会議規定として執行する国王権限も認めていた。

この時期は、国王会議が同時に教会法廷にもなるという聖俗裁判の未分化の時期であったが、同時に、職掌分化が始まる時期でもあった。ノルマン征服後に進められていくランフランクによる典礼改革の柱は、イングランドへの列聖化手続きの導入であった。それは、列聖を承認するローマ教皇の権利を主張するものであり、列聖化のための普遍的な審査手続き（グローバルスタンダード）の導入の試みであった。たとえば、ウイリアム＝オヴ＝マームズベリーは、マームズベリー修道院の聖人の遺骨が火によって破壊されなかつたこと、さらに奇蹟を起こしたとの審査報告にもとづいて、カンタベリー大司教ランフランクが当該人物を聖人であるとしてイングランド中に公布したことを伝えている。⁵⁾ 典礼改革はまた、ローカリズムの象徴ともいえる地方的聖人崇拝から普遍的聖人崇拝への移行を目指すものでもあった、と言えよう。

しかし、王権を正当化するためのカンタベリー大司教による特別の働きは見出されないようである。ランフランクの典礼改革では普遍的聖人の導入が図られた。神と聖人と王といった結びつきを演出する王の即位式において、普遍的聖人の方がより普遍的・高次のものとして、権力の統合に役だったと言えるのか。あるいは逆に、イングランド固有の地方的聖人の方が人々に良く知

られており、統合に有利に働いたと考えられるのかは、判断が困難な問題である。しかし、いずれにしても、ウイリアム1世がエドワード証聖王の正統な後継者であることを主張しながら、アングロ＝サクソン人の支持を得ることを意図していたことはまちがいない。

2) ウィリアム2世とカンタベリー大司教アンセルムの対応

ウィリアム2世は聖職や教会財産を自己の世俗財産と同様のものとして取り扱った。司教職を空位にしておく政策を取りながら、聖職売買によって司教を任命することで国王収入の増加を図っていった。また、父王ウイリアムと同様、イングランド内では王がローマ教皇を承認する権限をもつと主張した。その主張に関しては、カンタベリー大司教アンセルムの場合は、すでにベック修道院長としてウルバン2世に服従宣誓をしていた。また、アンセルムは国王への忠誠と教皇への服従が両立するとの立場をとっていく。

アンセルムも国王が教会会議を開催する権限を認めていた。しかし、アンセルムの繰り返しての要請にもかかわらず、ウィリアム2世は教会改革を推進するための会議を許可することはなかった。また、ローマ教皇使節の入国許可や大司教の出国許可は国王権限とみなされていた。国王ウイリアムの許可を得ることができなかつたアンセルムが、ローマ教皇の指導を受けるためあえて出国したことは、国王権限の否定と受け取られたはずである。しかし、そうした行動によってのみ教会改革が導入される可能性が開かれたといえよう。この時期の「グローバルスタンダード」の導入には、こうした人の移動が必要であった。

人の移動には、商人などの自由な移動や派遣された使節の移動などがあったが、他方で、しばしば、追放・亡命による人の移動が重大な役割を果たすことがある。たとえば、カンタベリー大司教アンセルムやセオボールド、さらヨーク大司教サースタンの大陸への移動、その結果としてのローマ教皇との接触は、11・12世紀イングランドの教会と王権、司教と国王との関係、さらには統合問題に大きな影響を与えることになったのである。

アングロ＝ノルマン期において危険を冒して出国した人々は何を求めていたのか。その背景には、国内における各種の対立が原因である場合が多かった。いま図式的に対立の構図を想定してみると、たとえば、聖職叙任権をめぐる対立のような聖と俗との対立、またカンタベリーとヨーク大司教間の首位権論争のような聖と聖との対立、さらにスティーヴンとマティルダ間の王位をめぐる対立のような俗と俗との対立が考えられる。いずれも、より上位の権威（あるいは異質の権威）としてのローマ教皇の支持（承認）をもとめての行動であった。

3) ヘンリー1世とアンセルムの対応

ヘンリー1世は、ウィリアム2世の事故死の直後に即位したが、兄であるノルマンディー公ロバートが十字軍からの帰途にあり、早急に支配権を確立する必要性があった。また、世俗諸侯た

ちの中にはロバート支持者たちが多くいた。そのため教会の支持を確保すべく、「教会の自由」の保証を約束するチャーターを発行している。⁶⁾

イングランドの地理的な特殊性として、それが島国でありローマ教皇使節の入国を阻止することが、物理的には比較的容易であったことがあげられる。しかし、アンゲロ＝ノルマン王国のもう一方の地域であるノルマンディーについては、1120年代になると、フランスへの教皇使節がそこに入るのを阻止することは困難となっていく。こうして、教皇使節が入国して改革を推進するための教会会議を開催したり、アンセルムのような大司教が出国して自ら大陸での教会会議に出席し、決議した改革規定とともに帰国することによって「グローバリゼーション」の波がイングランド内へと及んでくることになった。

アンセルムの帰国後、新しく即位していたヘンリー1世からの忠誠宣誓の要求に対して、大陸での教会会議で世俗叙任の禁止決議にみずから参加していたアンセルムは、それを拒否した。こうして、王との間で世俗叙任をめぐって叙任権闘争が起こる。アンセルムは「グローバルスタンダード」の導入に、この点では貢献している。

ノルマン征服後には、司牧重視の改革として、アウグスティヌス派律修聖職者の導入やかれらへの支援が見られる。それらについても、アンセルムが関与しているようである。セント＝ボトルフ修道院の修道士ノルマンらの、おそらくシャルトルでの戒律修得のための旅行は、アンセルムの第2回目の出国とシャルトル訪問の時期と一致しているようである。⁷⁾

王権（ヘンリー1世）にとってのアウグスティヌス派律修聖職者たちの効用事例としては、カーライル司教座教会設立による司教区とスコットランド国境の確定、また、ノステル修道院設立によるイングランド北部支配のための拠点の確保が挙げられる。こうしたイングランド北部におけるアウグスティヌス派律修聖職者の修道院建設をつうじて、ヘンリー1世は政治的な統合を促進していった。⁸⁾

私有教会を建設していた諸侯たちも、しだいにアウグスティヌス派律修聖職者の修道院を建設するようになった。なぜなら、かれらにとって、そうした小規模修道院であれば経済的にも建設可能であったこと、また、修道院建設が所領支配のための中軸として、教会が果たしていたような役割を期待することができたからである。修道院の建設は、建設者と土地との結びつきを強化し、所領支配を正当化するのに役立つ装置であった。所領を受封する以前からの支配の連續性を示唆することで、現在の支配の正当化を行った。領民にたいして自己の権威を誇示できたり、その際、司牧活動に積極的なアウグスティヌス派の律修聖職者たちが誘致できればいっそう好都合であった。なぜなら、司牧活動を行う律修聖職者であれば、領民に対して支配者の働き（役割）について説教（正当化）することができたからである。⁹⁾

3 権力の統合

次には、「教会改革運動」と呼ばれる「グローバリゼーション」の波が、イングランドにおける王権や権力の統合にどのような影響を与えたのかを具体的に検討していくが、その際、こうした問題を国王の聖性、また「王の奇蹟」と関連づけて考察してみたい。その前に、中世ヨーロッパの国王たちが置かれていた時代背景を大まかに理解するために、堀米庸三氏の説明の引用から始めたい。¹⁰⁾

1) 封建国家から絶対制国家へ

「ほぼ12世紀のなかばにはじまった封建国家の整備過程は、13世紀を通じて国家の集権化へと明確な方向をあらわしてくる。つまりあらゆる土地や権利の知行関係内へのとりこみと、その最高封建君主である国王へのむすびつきが強調されるとともに、知行関係によらない国土人民の直接掌握の範囲もまたひろめられて、封建国家は絶対制国家への歩みを開始することになるのである。」¹¹⁾

叙任権闘争期までの王の司教叙任や教会組織を通じての支配は、知行関係、封建関係による支配であったといえるであろう。これに対して、以下で検討する王の治癒奇蹟は、王が一般民衆（国土人民）を直接掌握するのに適合した方法であったといえるのではないか。それにより、王と民衆が少なくともイメージ的には直接に接し合うことを可能にしていた。

堀米氏によれば、ヨーロッパ世界の発展のうえで、2種類の現象があらわれてくる。第1に、政治的統合体としてははなはだしく緊張性を欠き、国際的な封建関係がいわば常態である封建国家、これを前提としてはじめて存在したような超国家的・普遍的組織としての皇帝権や教皇権が、その存在の場を失ってゆく。13世紀のなかば皇帝権は没落し、14世紀の初頭には教皇権がそのあとを追った。第2に、国家が政治的統合体としての性質を強めていくうえで、国際的な封建関係の整理が必要となる。フランスとイングランドのように、ともに権力の集中化をすすめてきた国々のあいだにあっては、両国間の国際的封建関係の整理が、それぞれの権力集中過程の重要な内容を形づくることになってくる。フランスのフィリップ2世とイングランドのジョン王との争いは、この過程の出発点であった。ヨーロッパ全体にゆきわたった力は、もうどこにも存在せず、国家は自分自身のうえにたついっさいの権力を容認しない自己完結的な統合体となる。¹²⁾

いま、堀米氏の見解をイングランドの教会に当てはめてみると、1066年のノルマン征服、そして、その後の教会改革運動という「グローバリゼーション」の波は、それまでのイングランド地域における、ゆるやかな統一体としての教会（国家）組織を「国際的な教会関係」へと組入れた。そこにはヨーロッパのキリスト教世界全域にゆきわたる教会ヒエラルキーが成立する可能性があった。しかし、超国家的・普遍的組織としては13世紀半ばに皇帝権、そして14世紀初頭には教皇

権が没落し、国家は自己完結的統合体となっていました、と言えるのではないか。

2) 王の奇蹟

ところで、堀米氏の「知行関係によらない国土人民の直接掌握」の方法のひとつが「王の奇蹟」であったと捉えることができないであろうか。イングランド王は、教会改革運動という「グローバリゼーション」の波に抗しきれずに、世俗叙任の禁止をめぐる叙任権闘争に直面した。その結果、放棄せざるを得なかつた宗教的シンボル（司牧杖と指輪）の授与に代わって、王の聖性を証明するものとしての奇蹟が成立してくるのではないか。それゆえにこそ、ヘンリー1世の時期に理論家たちによって見いだされ、王朝の世襲性を強調し、それを証明するものとして、「るいれき」に限定しての「王の奇蹟」が主張されるようになったのであろう。

イングランドの叙任権闘争では、修道院長の選出が問題とされた場合も、多くはカンタベリー司教座付属修道院のように司教＝修道院長の選出をめぐるものであった。あくまで司牧杖と指輪をともなつての叙任が問題となっているようである。すなわち、主として司牧活動に携わる司教の叙任が問題にされたといえよう。司教＝修道院長であれば司牧に関わっていたはずであるが、修道院長のみであればどこまで司牧に関与していたと言えるのか疑問である。たしかに、修道院長や修道士で司祭資格をもつ者も多く、かれらが司牧杖と指輪をもつていたことが考えられる。しかし、叙任権闘争において、かれらの叙任が大きく問題にされたように思えない。

11・12世紀のヨーロッパ世界において、キリスト教の普及が一段落付き、教皇も教会ヒエラルヒーの確立をめざすようになった。こうした宗教的背景の中で、社会の各レベルにおいて異教的呪術性が否定されていった。国王の聖職者叙任権も宗教的呪術性のひとつみなされて否定されることになったとは言えないであろうか。王はキリスト教的秘蹟を執行することは否定された。そのため、それに代わって、新たに病気治癒という奇蹟を行う能力を主張していくことになったのではないか。いわば、王による秘蹟執行から奇蹟へのシフトと呼べるかもしれない。

つぎに、堀米氏のいうフランスとイングランド間の「国際的封建関係の整理」は、フィリップ2世とジョン王との争い以前に、ノルマン征服によって生み出された海峡国家としてのアングロ＝ノルマン王国において、すでにその萌芽が見られた。現実には、ノルマンディー領有権と支配の正統性をめぐるフランス王とイングランド王との駆け引きの中で問題となつていった。ヘンリー1世のやり方こそは、国際的封建関係の整理という問題性を明確にしないまま、事実上、ノルマンディーを支配していくという実利的政策であったといえよう。かれが政策の転換を余儀なくされたのが1120年前後における状況であった。

その検討に入る前に、まず、ウィリアム1世とウィリアム2世の聖性について考察しておきたい。

なぜウィリアム1世は、エドワード証聖王の正統な後継者であることを主張しながらも、宗教的権威を増すはずの「王の奇蹟」に頼ることをしなかったのか。奇蹟に対するランフランクの姿

勢は、地方聖人による奇蹟やかれらの聖性をまず疑問視するものであった。それらの地方聖人の中には、アングロ=サクソン期のカンタベリー大司教たちとともに王たちも含まれていたはずである。こうした立場をとるランフランクにとって、ウィリアム王が奇蹟を起こすことを容認するのは困難であったであろう。また、ウィリアム1世自身もそうした宗教的権威に依存する必要性を感じなかつたのかもしれない。ウィリアムについては、1066年イングランド渡海前に、聖人ヴァレリーの聖遺物を教会から持ち出し、頭上に掲げて渡海に好都合な風が吹くことを祈つたら、それが実際に吹いたといった奇蹟が報告されているのが稀な事例である。

ウィリアム1世にとっては、ランフランクと協力しつつ「グローバリゼーション」の波に対応することができたのであり、教会改革のスタンダード（基準）の1つである世俗叙任の禁止を拒否し、王の聖性を象徴的に示す司牧杖と指輪の授与による司教叙任を継続して行うことができたのである。その意味では、従来からの王の聖性が大きく損なわれることはなかつた、と言えよう。

ウィリアム2世は父王ウィリアム1世の考え方や行動に倣っていた。しかし、その支配は王の聖性を主張できるような性格のものではなく、まさに封建関係の中で司教を捉え、司教職や教会財産も世俗財産と同様に取り扱っていた。ウィリアム2世の治世中、大司教アンセルムは、聖職売買や聖職者妻帯の禁止といった道徳的改革目標についてさえ、改革を推進することはできず、また、教会会議の開催を許可してもらうこともできなかつた。こうした状況で、アンセルムはローマ教皇の指導を受けるべく出国せざるを得なかつたのである。教会改革を無視したウィリアム2世について、年代記作者や歴史家が奇蹟を行う王として記述することは、到底、考えられないことであつた。

それでは、なぜ、ヘンリー1世の治世になって、エドワード証聖王の後継者であることを主張したばかりか、エドワードと同様に奇蹟を行う王として見なされることが必要となつたのか。その答えは、ヘンリー1世が聖職叙任権闘争に巻き込まれ、その結果、従来もつてゐた王の聖性の一部を失つてしまつた、あるいは新たな聖性を創り出すことが必要となつたことに求めることができるのでないか。

M. ブロックは、王の聖性がグレゴリー改革派によって攻撃されたとみなしている。王の奇蹟に関して、なぜ史料が沈黙しているのかという問題についても、グレゴリー改革の及ぼした影響に注目しつつ、「暗黙のうちに、やはり重苦しく意識にのしかかってくる改革のスローガンに服従して、（歴史家たちが）沈黙をまもつた」と述べている。さらに、ブロックは「王の奇蹟の歴史において、フィリップ1世がフランスにおいて占めていたのと同じ位置を、イギリスではヘンリー2世が占めている。彼は癪瘻患者に手を触れたイギリス最初の君主だと、断定してよい。」と指摘する。しかし、さらに遡って見てみると、「治癒者の系譜の筆頭に位置する王は、エドワード証聖王のようであり、今でもほぼ一般的にイギリスの治癒儀礼の創始者と見なされている」とする。¹³⁾

そして、エドワード証聖王の伝記を取りあげ、『作者不詳エドワード伝』の最初の部分は、1103年から1120年の間に作成されたとして立論している。しかし、現在では、たとえば、F. バーローは、史料の系譜や内容の分析から、それが1065年から67年の間に作成されたものと結論しているのであり、筆者もバーロー説を支持したい。¹⁴⁾

ところで、歴史家ウイリアム＝オヴ＝マームズベリーは1124・25年ころ作成の『イングランド列王史』で、瘰癧女の治癒奇蹟を紹介したあとで、『現今、これらの奇蹟（若い瘰癧女の奇蹟や青年期のエドワードが示したという類似の奇蹟）は偽りの業（わざ）だという者たちがいる。彼らは、王がこの病を治癒する力を有するのは、王その人の聖性によるのではなく、世襲の資格における王家の特権に基づく、と主張するのだ』と述べている。¹⁵⁾

ブロックは、「…（歴史家）ウイリアムは、聖者のみが奇蹟をなし得ると考えているのだ。王も聖者であれば奇蹟を行うことができる。しかし、王というだけでは、奇蹟は行えない。奇蹟を行う王朝などというものは存在しない」と指摘したのち、エドワード証聖王が多くの病人を癒した治癒奇蹟について、「ある者は、瘰癧の奇蹟はほかの奇蹟と区別しなければならない、と考えている。エドワードに聖者としての奇蹟能力があったとしても、瘰癧の奇蹟はあくまでも王朝に起因するので、王の宗教的な美德によるものではない。明らかに、こう考える者たちには、王が瘰癧を癒すと信じるだけの理由があったのだ。どこからこのような考えが生じたのか。疑いもなく、目撲した事実からである。彼らの王はヘンリー1世である。してみれば、やがて彼の孫ヘンリー2世が主張した万人周知の奇蹟の力を、ヘンリー1世が主張していたのだ。そう考えざるを得ないのだ」と結論する。¹⁶⁾

さらに、「聖エドワードの伝記は例外なく瘰癧女に言及しており、もちろん、それらの証言から、証聖王が頸部の腺病を実際に治した、あるいは治せると信じた、などと結論することはできないとしても、伝記の最も古いものが書かれた時代に、この奇蹟が喧伝されていたことを証明する。その時代とは、ヘンリー1世の治世であり、我々には、ヘンリー1世が瘰癧女に触ったと考えてよい十分な理由がある」と主張している。¹⁷⁾

たしかに、ブロックのような、『エドワード伝』がヘンリー1世治世に作成されたことを前提としたうえでの解釈は、バーローが指摘するように、作成年代が遡るならば、もはや成立しないであろう。しかし、つぎのような、ブロックの後半の解釈は、いまだ成立する可能性が残されている。さらに、ウイリアム＝オヴ＝マームズベリーも、推論の手がかりを残している。すなわち、ある種の熱心な者たちが、現王（ヘンリー1世）の慈悲の行為の先例を発見しようとして、聖エドワードに帰されている奇蹟を引っぱり出したのである。伝記形成の過程で、多くの類似する奇蹟の中に瘰癧女の奇蹟を発見した時、ヘンリー1世の顧問官たちは、主君の奇蹟能力を正当化する材料として、これを特別扱いにした。¹⁸⁾

3) 1120年代の状況

ヘンリー1世は、その治世の前半（1100–1107年）において叙任権闘争を体験し、全治世を通じてノルマンディーの併合をめざす政策を重要視していくが、1120年には息子ウイリアムの死に直面する。さらに、1125年教皇使節の入国を許可して、改革をめざす教会会議を目撃することになった。

ヘンリー1世は1120年前後から、ノルマンディー政策を転換させていくことを余儀なくされた。ヘンリーは即位後、フランス王フィリップ1世（1060–1108）に対してノルマンディー領有に関する臣従礼をしないまま、フランス王と対等なイングランド王として事実上ノルマンディーを支配してきた。こうしたやり方も、前述の「国際的な封建関係」を整理する一方法であったといえよう。ルイ6世（1108–37）になってからも同様な方法を取っていたが、それを変更せざるをえなくなったのが1120年前後であった。1120年ノルマンディーについて、息子ウイリアムにフランス王ルイ6世への臣従礼を行わせた。

状況の変化は、まずローマ教皇とフランス王との良好な関係が成立したことである。ルイ6世は対神聖ローマ皇帝ハインリヒ5世と対立する教皇への支援を約束していた。¹⁹⁾ さらに、ノルマンディー公ロバートの息子ウイリアム＝クリトーによるノルマンディーの正統な支配者であるとの主張と、それに呼応したノルマンディー諸侯たちの反乱計画であった。一言で言えば、1106年にノルマンディー支配権を獲得して以来、ヘンリー1世は1120年代はじめに最大の危機に直面していた。

1125年になるとローマ教皇使節ジョン＝オヴ＝クレマの入国を許可し、かれによる教会会議を目撃したことはヘンリーにとって耐え難い体験であったと思われる。

ウイリアム＝オヴ＝マームズベリーによる『イングランド列王史』はこうした時期（1124年か25年）に作成されている。M. ブロックは、最古の『エドワード証聖王の伝記』作成もこの時期であったと推定しながら、エドワード証聖王の治癒奇蹟に関する歴史記述の背後に、ヘンリー1世の意図を想定した。とりわけ、エドワードの『伝記』に見られる若い瘰癧女を治したエドワード証聖王への言及は、伝記が作成された時期に現実の王であり、エドワード証聖王の後継者を任じるヘンリー1世が瘰癧女に手を触れることによって病氣治癒の奇蹟をなしたことを主張するためのものであったとみなした。しかし、最古の『エドワード伝』の作成をヘンリー1世と結びつけることは、もはや困難である。

それにもかかわらず、ウイリアム＝オヴ＝マームズベリーの証言は残る。すなわち、瘰癧を治癒する力を、世襲の資格における王家の特権であると主張する人々の存在への言及である。ここでは、ヘンリー1世が父王ウイリアム1世の即位後に生まれた唯一の息子であった、という事実を思い起こすべきである。ヘンリー1世は王の奇蹟を行うフランス王と対等であることを欲していたと推測できるのではないか。

ブロックは、ギベール＝ド＝ノジャンが、12世紀はじめ頃、『聖者たちの遺物について』の中で、主君ルイ6世が、さらに彼の父で前王であるフィリップ1世が瘰癧治癒の奇蹟をなしたと述べていること、また、ギベールが続けて、瘰癧の治癒について、他の王たちはどうしているのかについては、沈黙を守ると言いながら、いまだかつてイングランド王が大胆にもそれを試みたとということを知らないと書いており、「ヘンリー1世治世と同じ時代、すでにカペー家がこのりっぱな特権を誇っているのに、イングランド王にはそのようなものはなかったと主張」したことを見出している。²⁰⁾

また、ブロックは、いかなる必要があってギベールは、ヨーロッパのすべての君主のうち、ことさらにノルマンの君主の奇蹟能力を明白に否認しなければならないのかと問い合わせ、「漠然たる横領の風評」と呼べるもののが、イングランド側から彼の耳に達していたことを推測している。さらに、ブロックは、「ギベールの証言はそれだけではいかなる意味でも何一つ証明していないのだが、ウイリアム＝オヴ＝マームズベリーの証言と突き合わせて見れば、間接的かつ無意識的に、前述したわれわれの推論を確認しているのだ。どう見ても、ヘンリー1世は瘰癧に手を触れたのである」と結論する。²¹⁾

いまエドワードの『伝記』の作成を1065–67年とするバローの説に従うなら、病気の治癒奇蹟、とりわけ瘰癧治癒とエドワード証聖王との結びつき、さらに彼がノルマンディーに滞在していた青年時代に奇蹟を行ったとされる時期は、エドワードの治世（1042–66）かそれ以前ということになり、ギベールの主張するフィリップ1世（1060–1108）よりも早くなる。こうしてみると、イングランド王を取りまく人々とフランス王を取りまく人々が、王の治癒奇蹟、とりわけ瘰癧治癒の奇蹟をめぐって、1120年前後に王朝と結びつく王の奇蹟の宣伝合戦をしていたと推測できそうである。その際、注目すべきは、イングランドやフランス王に比べ、当時まだドイツ王は王権による叙任権を主張しつづけていたし、皇帝権という普遍的な立場から民衆支配を行うことができたという点である。イングランド・フランス王は、両者とも1107年に叙任権を放棄していた。かれらは、司牧杖と指輪に代わる聖性が必要であり、聖性を証明するシンボルを必要としていたと言えよう。「王の奇蹟」という考え方方が成立してくるのは、イングランドとフランスにおいてである。

王の聖性を印象づける装置として、サンドニ修道院でのフランス王たちの埋葬（神と聖人と王の結びつき）は、ウェストミンスター修道院でのイングランド王たちの埋葬における神と聖人と王との結びつきと同様であるとみなすことができる。この場合も、どちらの儀式装置がより古いのかという問題が提起されそうであるが、ここでは、両修道院長が共に国王との結びつきを誇示し、王権側もこうした神と聖人に祝福された王というイメージを積極的に人々に印象づけようとしていたことを指摘するだけで十分であろう。²²⁾

こうした、一般民衆に対して権力者と神との結びつきを印象づける宗教的儀式という支配装置

は、ノルマン征服後にランフランクが新設したカンタベリー大司教座教会堂においても見られた。そこでは信者たちが神を祭る東側の祭壇を向いて座り、後ろ（西側）にある大司教の椅子に座ったランフランクが姿の見えないまま語りかける配置になっていたのである。信者たちは姿の見えない神の声を聞いたことであろう。²³⁾

また、若い女性の瘰癧を治したと推測されるヘンリー1世の宫廷との関連で重要なのは、そこに医学的知識をもつ医者のグループがいた事実である。とりわけ王妃マティルダと、医学的知識をもっていたことで有名なアウグスティヌス派律修聖職者との結びつきや、再婚した王妃アデリザ（Adeliza）が関係するウォルサム（Waltham）修道院が医者を輩出したことで有名であったことは、王の治癒奇蹟を考える際に無視できない事実であろう。²⁴⁾

さらに、1114年カンタベリー大司教選挙においてヘンリー1世が推薦し、カンタベリー修道士たちが同意していたのは、アビンドン修道院長で王妃マティルダの侍医であったファリティウスである。かれはイタリアのアレツォ生まれで、医者としての技術はイングランドでも高く評価され、教会改革者としても知られた人物であった。²⁵⁾『エドワード伝』で言及されている、宫廷で治癒された前述の瘰癧女は、王に手を触れられたあと、傷が癒えるまでしばらくの間（1週間弱）、王の費用で宫廷に滞在していたと明言されているのである。王の治癒奇蹟を支える宫廷の医師団の存在が垣間みえるのである。²⁶⁾

おわりに

叙任権闘争においては、シャルトルのイヴォなどによる司教をめぐる聖俗両面の区別が出てきてはじめて、教権と俗権との間の妥協の成立が可能となった。また、国王についても聖俗両面の区別がなされたうえで、従来の聖性を否定するかたちで、司牧杖と指輪を伴っての叙任が否定された。塗油により国王が司祭と同様に秘蹟を執行する資格を得るとする考え方が否定されることになる。しかし、そのことは、完全な意味での王の聖性の否定というわけではなかった。国王の即位式においては塗油儀式は継続され、その意味では国王は一般俗人とはちがって聖別されており、その聖性は存続することになった。叙任権闘争において、世俗叙任が禁止され宗教的シンボルの授与を伴う叙任儀式が中止されたにもかかわらず、残されることになった国王の聖性との関連において王の奇蹟が強調されていったことに注目すべきである。

ヘンリー1世は、宗教的シンボルによって司教を叙任する従来の権限を失った。したがって、そうした方法で司教たちを自己の支配下におきつつ、かれらを通じてさらに世俗諸侯や一般民衆を宗教的権威によって統合していくことが困難になった。しかし、かれの聖性が完全に否定されたわけではなかった。王としての聖性にもとづく秘蹟の執行（司牧杖と指輪の授与）という形で、司教をつうじて間接的に統合を進めていく代わりに、今度は世俗諸侯や一般民衆に対して直接的に働きかけながら、自己の権力下での統合をめざしていくための宗教的権威を創り出していった

のではないか。

キーリーは、ヘンリー1世が、現実的・実利主義的（プラグマティック）な王であり、人々から奇蹟を行うと見なされれば、実際にそうではなくても、そうした噂が自分に有用であれば、そのことを否定しなかったような王であったと判断している。²⁷⁾ また、司教たちに対しては、パトロネジ行使を利用しながら、国王宮廷書記局（また、チャペル）における奉仕や国王使節としての奉仕に応え、司教財産の授与と忠誠宣誓にもとづく封建的主従関係によって支配権を行使し続け、彼らを権力の統合へと結びつけていった。²⁸⁾

教会改革運動という「グローバリゼーション」の波は、イングランド地域における権力の統合を困難にする可能性をもっていたかもしれない。しかし、ウイリアム2世やヘンリー1世との対立で苦悩し、出国後、ローマ教皇にカンタベリー大司教職からの辞任を求めたアンセルムに対して、暫定的にイングランド事情に配慮することで大司教を慰留した、言い換れば、ローカリズム（地域的事情）を容認する現実的政策を取ったローマ教皇のやり方ゆえに、イングランドの統合が大きく阻止されることはなかった。その意味では、教皇は「ローカリズム」（地域的な事情・反応）を考慮しつつ、タイミングを計りながら、「グローバルスタンダード」の徹底化を図っていったと言えよう。²⁹⁾

しかし、イングランド王権の側としては、教会改革運動や叙任権闘争の中で一部否認され、放棄させられた従来のような王の聖性にかわる、しかし、「王の奇蹟」という依然として宗教的権威によって裏打ちされた王権によって、一般民衆に対してより直接的に統合へ向かう働きかけをなしていった。そのことは王朝の世襲性を確実なものにし、王権による統合を促進していったと言えるであろう。

王の奇蹟や王権の統合が、教会改革運動という「グローバリゼーション」の結果生み出されたと主張することはできないまでも、それへの対応の中で、すなわち、イングランド王権が置かれた状況によって成立し、また推進されていったのであろう。また、アングロ＝ノルマン王国という海峡をまたいだ国家、それゆえのノルマンディー領有をめぐるフランス王との間での国際的な封建関係の整理、さらに、ウイリアム1世の国王即位後に生まれた唯一の息子として王権の世襲性に関して、フランス王と競争しうるヘンリー1世の立場、³⁰⁾ これらの要因が、ヘンリー1世が危機に直面していた治世1120年頃に、かれの周辺にいた人々に王の奇蹟という権威づけのための支配装置を創り出させていった、と言えるのではないか。

註

1) 岡崎敦、「西欧中世における文字をかくこと」池田紘一・今西祐一郎編『文字をよむ』九州大学出版会、2002年。pp.204-5.

2) R.W.Southern, *Scholastic Humanism and the Unification of Western Europe*, Vol.I. Oxford, 1995.

pp.141-5.

3) キリスト教世界において聖職者の妻帯が従来から批判の対象であったにもかかわらず、イングランドやノルマンディーで妻帯聖職者が多かった事情は、さらなる検討を要する。聖職売買が継続していった事例としては、1091年ラムゼー修道院長からセトフォード司教となったハーバート＝ロシンガが、自分のための司教職と父親のための司祭職を購入したとされる。聖職者妻帯が継続していたことは、ヘンリー1世が、大助祭の行動にならって妻帯聖職者から黙認料を徴収することを希望したことからも理解される。

異民族間の結婚による子供たちの事例としては、ノルマン人司祭とアングロ＝サクソン女性との間に生まれた、当時の著名な歴史家で修道士でもあったオルデリック＝ヴィターリスやウイリアム＝オヴ＝マームズベリーがいる。司祭の息子たちは、禁止された結婚による子供として、二重の意味で差別の対象になったと推測されるのであるが、ソールズベリー司教ロジャーの息子たちの場合、その出自をとりたてて非難されている様子はない。しかし、「グローバルスタンダード」のひとつとして聖職者妻帯の禁止が浸透していったとき、一時はイングランドで黙認されることになったが、その後非難されることになったであろう。その際、妻帯司祭と女性へのまなざしに相違があったのかどうかは興味深い問題である。

国王による叙任の禁止は、パトロネジ行使による司教任命への影響力まで排除するものではなかったが、国王はしだいに、宗教的権威を示す場としては司教座教会とともに修道院への依存度を大きくしていった。また、私有教会への非難と比べ、私有修道院が非難されることは少なかったようである。たしかに、叙任権闘争においては世俗叙任を禁止された高位聖職者として、司教とともに修道院長が含まれていた。しかし、国王・諸侯・騎士達が所領内に建設した私有修道院について、聖職売買や世俗叙任が問題にされた事例については情報が少ない。

4) 王の権威は、司教たちの宗教的儀式の際に人々の目に触れ、司教が人々に神の祝福を与えるときに用いられる司牧杖と指輪を授与したのが、そもそも王であったというシンボリックな意味をもつものであった。

5) N.E.S.A.Hamilton ed., *Willelmi Malmesbiliensis Monachi De Gestis Pontificum Anglorum* (RS 52). London, 1964 (1870) pp.421-2. 山代宏道「異文化接触と危機認識—ノルマン征服をめぐって—」『広島大学文学部紀要』59 (1999) pp.66-67. J.Rubenstein, "Liturgy against History: the Competing Visions of Lanfranc and Eadmer of Canterbury," *Speculum* 74 (1999), pp.296-7.

6) 山代宏道『ノルマン征服と中世イングランド教会』渓水社、1996。pp.80-99。「教会の自由」という場合、それは、もっぱら「司牧の自由」と解釈することができるのではないか。司牧権との関連で、修道院長がどれほど問題になったかは疑問である。むしろ、この時期には、修道士を司牧活動から切り離す、あるいは排除する主張がなされるようになっていた。大きな流れとしては、教会改革運動は、司牧権限をめぐる在俗聖職者から修道士に対する攻撃を引き起こ

すものでもあったといえるのではないか。

- 7) 実際に、律修聖職者が司牧活動を行った具体的事例としては、1133年設立のカーライル司教座付属の律修聖職者たちが司教座教会での司牧活動に従事していたことがあげられる。山代宏道「中世イングランドにおける新宗派とパトロネージ修道院建設と人的ネットワーク」『広島大学文学部紀要』52 (1992)、pp.89-90. J.C.Dickinson, "Saint Anselm and the First Regular Canons in England," *Spicilegium Beccense*, 1 (1959) , pp.541-7.
- 8) 山代宏道「中世イングランドにおける修道院建設と地域支配（ヘゲモニー）」『西洋史学報』21 (1993)、pp.2-3.
- 9) E.Mason, *Norman Kingship*. Bangor, 1991. pp.19-20.
- 10) 堀米庸三『中世の光と影』講談社、1978。（下） p.159-160.
- 11) 同上、p.159.
- 12) 同上、pp.159-162.
- 13) マルク・ブロック、井上泰男・渡邊昌美共訳『王の奇跡』刀水書房、1998。 pp.131-2, 37-38.
- 14) 確認される2人の伝記作者とは、エドワードの列聖運動に奔走したオズバート＝オヴ＝クレア（1138年）と列聖直後に執筆したアイルレッド（エセルレッド）＝オヴ＝リーウォー（1163年）である。F.Barlow ed, *The Life of King Edward Who Rests at Westminster*. Londonm 1962.p.xxx; Do., "The King's Evil," *English Historical Review*, 95 (1980) pp.3-27.
- 15) ブロック、pp.41,131, W.Stubbs ed., *Willelmi Malmesbiriensis Monachi De Gestis Regum Anglorum*, 2 Vols, (RS 90) . London, 1964 (1987-89) , I, p.273.
- 16) ブロック、p.41。「どう見ても、ヘンリー1世は瘰癧に手を触れたのである。」 p.43.
- 17) ブロック、p.44.
- 18) ブロック、pp.44-45.
- 19) 山代宏道『ノルマン征服と中世イングランド教会』、pp. 26-27.
- 20) ブロック、pp.22-25,42.
- 21) ブロック、pp.42-43.
- 22) Mason, *Norman Kingship*, pp.9-12.
- 23) 山代宏道『ノルマン征服と中世イングランド教会』、pp. 376-377.
- 24) St Frideswide修道院での奇蹟についても、律修聖職者たちの存在が推測される。山代、「修道院建設と地域支配」、pp.6-7. E.J.Keakey, *Medieval Medicus: A Social History of Anglo-Norman Medicine*. Baltimore, 1981. pp.20-22.
- 25) 山代宏道『ノルマン征服と中世イングランド教会』、pp.107,155.
- 26) F.Barlow ed, *The Life of King Edward*, pp.61-61; Keakey, *Medieval Medicus*, pp.22-23.
- 27) Kealey, p23. ブロックは、「必ずしも正統の君主とはいがたいヘンリー1世は、きわめて巧

妙な策略家だった。かれは、初め大陸領をもつのみだったが、謀反篡奪によってイングランド王となった。彼は新たに臣下となったイングランド土着貴族の感情をなだめることに腐心した。ノルマン系貴族の贅璧を買ってまでも、この島国の古い王族に属する婦人（スコットランド王マルコム3世の娘エディス）と結婚したのもその表れである。」と評している。ブラック、p.44.

- 28) 山代宏道『ノルマン征服と中世イングランド教会』、p.117.
- 29) ウルバン2世は、アンセルムの司牧的役割を強調したが、パスカル2世は、「文明化されていないイングランドの民族状態」を考慮するよう指示している。山代、同上書、pp.73,84.
- 30) ヘンリー1世は、イングランド王の息子として生まれたのであり、王権の世襲性を主張できる立場にあり、それだけルイ王との対抗意識が強くなったであろう。かれが、娘マティルダとドイツ王ハインリヒ5世との結婚政策を実行したのも同様の立場からであった。

（付記）本稿は、日本西洋史学会第52回大会（2002年5月18・19日 東京外国語大学）の小シンポジウム「ヨーロッパ中世における王権と権力の統合をめぐる諸問題－政治文化史的アプローチの試み－」での報告に加筆・修正したものである。

Norman Conquest and ‘Globalization’ — The Church Reform Movement and Regional Integration —

Hiromichi YAMASHIRO

Regarding the Church Reform Movement of 11th and 12th Centuries as a ‘Globalization’, this paper discussed the inter-actions between ‘Globalization’ and ‘Regionalism’ in Anglo-Norman England. As the Roman Papacy tried to establish the ecclesiastical hierarchy within Christian world, it fostered to spread the universal value system and common ecclesiastical standards. The common process for canonization of saints was introduced into England. Three main standards for Church Reform were maintained to be observed throughout the world. They were to prohibit the simony, the clerical marriage, and lay investiture.

The paper mainly dealt with the problem of lay investiture to clarify how the kings and archbishops reacted to the problem when the wave of ‘Globalization’ reached England after the Norman Conquest. The reactions of three kings, William I, William II, and Henry I, were discussed in terms of lay investiture and the regional integration under the royal power.

The author stressed the point that Henry I’s reign is the turning point, especially the period of 1120s. Henry encountered the Investiture Contest and lost a part of his traditional sanctity which had bestowed him the power to invest bishops with pastoral staff and episcopal ring. Thus, he and his advisors were forced to think of another method to impress people with royal thaumaturgic power, that is, ‘Royal Touch’, the miracle power to heal leprosy or scrofula. Henry’s political situation around 1120 was very crucial in terms of his policy to control Normandy.

The author concluded that William of Malmesbury’s witness of the advocates of royal miraculous power was a reflection of Henry’s crucial situation in his dynastic competition with French kings.